

# このまちに安心を与える身近なヒーロー「消防団員」を募集しています！

問消防本部総務課消防広報係（☎53-7221）

村上市消防団は、日頃からの火災予防活動はもとより、火災や地震、風水害などの「大きな組織力」が求められる災害時には特に大きな役割を果たします。

しかしながら、団員数は平成27年度の2,246人から10年で1,764人に減少しており、災害対応で重要な「組織力」が低下しています。

このまちに安心を与えるニューヒーロー、あなたの入団をお待ちしています。



## 消防団員の身分

地方公務員法および消防組織法に規定された非常勤の特別職地方公務員です。

## 任用資格

18歳以上で市内に在住・在勤・在学している心身ともに健康な人

## 消防団員の待遇(一般的な「団員」階級の場合)

①年額報酬36,500円

※機能別団員は年額18,250円となります

②出動報酬1,000円/時間

③公務災害補償制度

④退職報償金制度（在籍5年以上で20万円～）  
ほか、詳しい待遇はホームページをご覧ください。

## 災害対応団員（機能別団員）

消防団を退団または消防本部や消防署を退職した人が、その豊富な経験を生かして火災や災害時の支援活動に限り対応する団員です。

災害対応団員募集  
ホームページ



## 消防団員（基本団員）

火災や地震、風水害などの災害対応、災害時の避難誘導、日頃から火災の予防や警戒などの活動を行う、皆さんご存じの消防団員です。

## ▼水防訓練の様子



## 広報指導分団「つくし隊」（機能別団員）

保育園やイベント会場などで防災指導を行う女性団員を募集しています。



▲保育園での防災指導の様子

広報指導分団「つくし隊」  
募集ホームページ→



# あさひちゃんねるの放送を終了します

問総務課情報管理室（☎53-3367）

## ■放送を令和8年3月31日（火）で終了します

市で整備した光ファイバーを利用したケーブルテレビで、地域のニュースや話題などを放送中の「あさひちゃんねる」は、令和8年3月31日（火）で放送を終了します。

※ケーブルテレビは朝日地域や山北地域、神林地域の一部、村上地域（羽黒町の一部）にお住まいで、放送サービスの利用者が視聴できるテレビです

※地上デジタル放送、BS放送は引き続き視聴できます（使用料：毎月400円）

あさひちゃんねる  
長い間ご視聴いただき  
ありがとうございました

令和8年3月31日（火）  
放送終了



# 住宅リフォーム工事に補助金を交付します

問地域経済振興課経済振興室（☎75-8942）



未来に向けた住まいづくり推進事業補助金を令和8年度も行います。

## 受付期間

【1次受付】3月2日（月）～6日（金）午前9時～正午、午後1時～4時

※交付決定は3月下旬を予定しています



受付会場 【市役所】5階 第4会議室 【各支所】産業建設課 産業観光室

## 補助対象者

補助金の交付申請をするとき、次の要件を全て満たしている人

- 市内に住民登録をしており、登録された住所に現に居住している人
- 申請する住宅（個人の住宅、店舗などとの併用住宅、マンションなどの集合住宅）の所有者、または所有者の2親等以内の親族
- 申請者や同一家屋に居住する人が市税を滞納していないこと

## 補助対象工事

工事区分	対象工事（例）	工事費（税込み）	補助率	補助金の上限額
通常工事	屋根、天井、壁、床、トイレ、お風呂場などの改修工事など	20万円以上	補助対象経費の15%	10万円 注1
省エネ工事	既存照明のLED化工事、省エネ基準を満たしたエアコン、給湯器の取替工事	5万円以上	補助対象経費の20%	3万円

注1 過去に交付決定を受けている人（住宅）は補助金の上限額が5万円になります

注1 通常工事と省エネ工事を合わせて実施する場合でも、補助金の上限額は10万円になります

注1 断熱改修工事を実施する場合は、補助金の上限額に5万円を加算します

※交付決定前に着手した工事や代金を支払った工事は対象外です

※予算額を超えた場合は抽選となります

## 補助上限額早見表

断熱工事	初めての申請の場合		過去に交付決定を受けている場合	
	なし	あり	なし	あり
通常工事	10万円	15万円	5万円	10万円
省エネ工事	3万円		3万円	
通常工事 + 省エネ工事	10万円	15万円	5万円	10万円

1次受付で予算額に達しなかった場合は随時受付を行います

【随時受付】4月1日（水）～12月25日（金）※予算額に達した時点で終了

随時受付を実施する場合は市報むらかみ4月1日号でお知らせします。

詳細は市のホームページをご覧ください。